



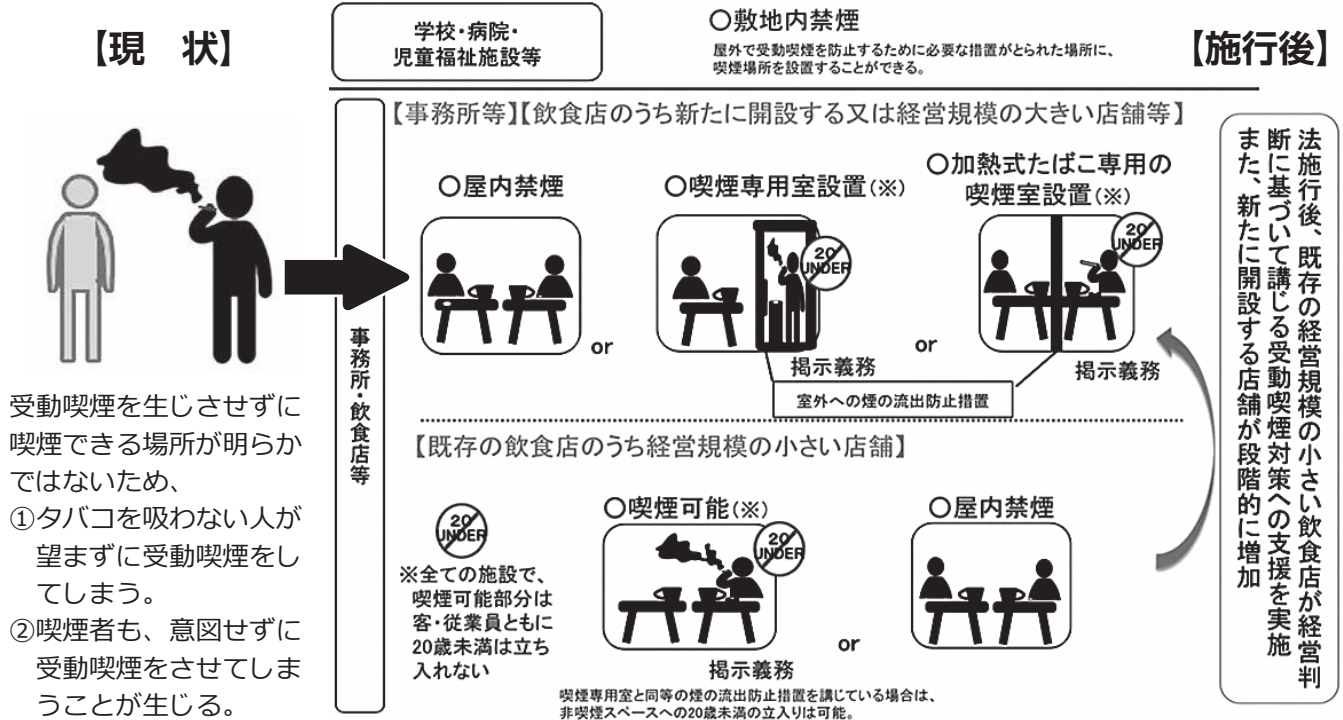
受動喫煙防止に関する法律（健康増進法）の一部が改正され、

# 今後、喫煙環境は大きく変わります

2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、誰もが安心して暮らせ、また訪れたいなるまちづくりを目指し、望まない受動喫煙（※）を防止する法律改正が昨年7月に施行されました。市においても、市民の健康を守るための環境整備として「望まない受動喫煙防止対策」をさらに推進していきます。

今後の受動喫煙対策によって、現状からどのように変わっていくのかを一緒に確認してみましょう。

（※）受動喫煙＝喫煙により生じた副流煙、呼出煙を発生源とする、有害物質を含むタバコ煙にさらされ、それを吸入することを言います。



受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が明らかではないため、

①タバコを吸わない人が望まずに受動喫煙をしてしまう。

②喫煙者も、意図せずに受動喫煙をさせてしまうことが生じる。

屋外や家庭等 ○喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

健康被害の面から、世界でも受動喫煙を防止すべきとの声が高まり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が締結されました。WHOのガイドラインでも、屋内職場と公共の場所について全面禁煙が求められており、国際オリンピック委員

**「受動喫煙防止対策」が必要とされる理由**

たばこの煙には有害物質が多く含まれており、その健康被害が受動喫煙によって起こることが広く知られるようになってきました。

平成28年の国立がん研究センターの発表では、受動喫煙を受けている人の肺がんや脳卒中中等になる危険性は、1.3倍も高くなっています。また乳幼児への影響面では、SIDS（乳幼児突然死症候群）の危険度が4倍以上高くなり、心疾患や中耳炎などの病気にもなりやすいことがわかっていきます。

また、たばこの煙を吸うだけでなく、喫煙した人の手や息、着衣からの三次喫煙が起ることもわかっており、広く防止対策を行うことが必要です。

**世界的にも「受動喫煙防止」が求められています**

健康被害の面から、世界でも受動喫煙を防止すべきとの声が高まり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が締結されました。WHOのガイドラインでも、屋内職場と公共の場所について全面禁煙が求められており、国際オリンピック委員

会も「タバコフリー」をうたっています。日本の「健康増進法」一部改正も、そうした流れの中で行われました。

**法改正の基本的な考え方**

①「望まない受動喫煙」をなくすこと  
受動喫煙が周りの人に与える健康的影響から、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況におかれることのない環境を整備することが重要です。

②子どもや妊産婦、患者には特に配慮が必要  
受動喫煙による健康影響が特に大きい、子どもや妊産婦、患者等には特に配慮が必要で、こうした人が主に利用する施設や屋外では、防止対策を一層徹底する必要があります。

③施設ごとに対策を実施  
公共施設や飲食店など、施設によってその利用形態も様々です。そのため、施設の種類や場所に応じた禁煙・喫煙場所の掲示が義務付けられました。



# 多数が利用する施設における喫煙の禁止等について

法改正により、今後屋内では指定された場所を除いては原則禁煙となり、喫煙は独立した喫煙室に限られます。たばこの使用が認められた飲食店等では、外から見てすぐにわかるような標識の掲示が必要となります。

## 【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A	学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 〔敷地内禁煙 (※1)〕	当分の間の措置
B	上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 〔喫煙専用室（喫煙のみ）内でのみ喫煙可〕	別に法律で定める日までの間の措置
	飲食店		<b>【加熱式たばこ(※2)】</b> 原則屋内禁煙 〔喫煙室（飲食等も可）内での喫煙可〕 既存特定飲食提供施設 〔個人または中小企業〔資本金または出資の総額5,000万円以下(※3)〕かつ客席面積100㎡以下の飲食店〕 標識の掲示のより喫煙可

- ※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
  - ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
  - ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。
- 注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。  
注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

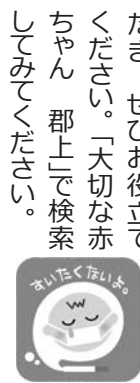
以下のことについても定められます・・・

- 旅館・ホテルの客室等、人の居住として共用する場所は、上記の限りではないものとする。
- 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

☎ 健康福祉部健康課  
88・4511

「最近咳が続き身体が心配」、「孫が生まれるから禁煙してみようか」など、禁煙を考える人もいるかと思えます。市内各地域で開設する健康相談や、健診会場での相談機会をぜひご利用ください。喫煙者本人はもとより、家族からの相談も受け付けていますので、お気軽に健康課または各振興事務所保健師までお問い合わせください。

禁煙にチャレンジしてみたい人はぜひご相談を...



市では、お母さんと赤ちゃんを受動喫煙の害から守るため、市民病院産婦人科と連携して、妊娠をきっかけに禁煙する女性とそのパートナーに対して、出産後の再喫煙を防止する取り組みを行っています。また、家庭内での喫煙防止についてお手伝いができるよう、市ホームページ内で禁煙サポートに関する情報を掲載していますのでご覧いただき、ぜひお役立てください。「大切な赤ちゃん 郡上」で検索してみてください。

妊産婦とパートナーへの禁煙サポートを行っています

## 健康相談・健診会場では禁煙外来の紹介も行なっています



一定の要件を満たすことにより、保険適用内で禁煙治療を受けることができ、市内では以下の医療機関で実施しています。

- 堀谷医院 ☎65-6868
- 岡部内科 ☎88-3321
- 大和医院 ☎88-2811
- 石井医院 ☎82-2047
- つるだクリニック ☎72-0020
- 郡上市民病院 ☎65-1611
- 国保白鳥病院 ☎82-3131
- 国保和良診療所 ☎77-2311